別紙3

〇 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成 18 年 3 月 17 日老計発第 0317001 号、老振発 第 0317001 号、老老発第 0317001 号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知)

傍線の部分は改正部分

亲

要支援状態区分の維持者数+改善者数×2

 $\geq 0.7$ 

評価対象期間内にリハビリテーションマネジメント加算を

3月以上算定し、その後に更新・変更認定を受けた者の数

- (12) サービス提供体制強化加算について
- ① 介護予防訪問看護と同様であるので、3(22)②及び③を参照されたい。
- ② 指定介護予防訪問リハビリテーションを利用者に直接提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のうち、勤続年数が3年以上の者が1名以上いれば算定可能である。
- (13) 記録の整備について
- ① 医師は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対して行った指示内容の要点を診療録 に記入する。

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、<u>介護予防訪問リハビリテーション計画の内容</u>を利用者に説明し、記録するとともに、医師の指示に基づき行った指導の内容の要点及び指導に要した時間を記録にとどめておく。なお、当該記載については、医療保険の診療録に記載することとしてもよいが、下線又は枠で囲う等により、他の記載と区別できるようにする。

- ② <u>指定介護予防訪問</u>リハビリテーションに関する記録(実施時間、訓練内容、担当者等)は 利用者ごとに保管され、常に<u>指定介護予防訪問リハビリテーション</u>事業所のリハビリテーション従事者により閲覧が可能であるようにすること。
- 5 介護予防居宅療養管理指導費
- (1) 単一建物居住者の人数について

<u>介護予防居宅療養管理指導の利用者が居住する建築物に居住する者のうち、同一月の利用者数を「単一建物居住者の人数」という。</u>

単一建物居住者の人数は、同一月における以下の利用者の人数をいう。

- ア 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、マンションなどの集合住宅等に入居又は入所している利用者
- イ 小規模多機能型居宅介護(宿泊サービスに限る。)、認知症対応型共同生活介護、複合型 サービス(宿泊サービスに限る。)、介護予防小規模多機能型居宅介護(宿泊サービスに限 る。)、介護予防認知症対応型共同生活介護などのサービスを受けている利用者

ただし、ユニット数が3以下の認知症対応型共同生活介護事業所については、それぞれのユニットにおいて、介護予防居宅療養管理指導費を算定する人数を、単一建物居住者の人数とみなすことができる。また、1つの居宅に介護予防居宅療養管理指導費の対象となる同居する同一世帯の利用者が2人以上いる場合の介護予防居宅療養管理指導費は、利用者ごとに「単一建物居住者が1人の場合」を算定する。さらに、介護予防居宅療養管理指導費について、当該建築物において当該介護予防居宅療養管理指導事業所が介護予防居宅療養管理指導を行う利用者数が、当該建築物の戸数の10%以下の場合又は当該建築物の戸数が20戸未満であって、当

(8) サービス提供体制強化加算について

- ① 4(21)②及び③を参照のこと。
- ② 介護予防訪問リハビリテーションを利用者に直接提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のうち、勤続年数が3年以上の者が1名以上いれば算定可能であること。

旧

- (9) 記録の整備について
- ① 医師は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対して行った指示内容の要点を診療録に記入する。

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーション実施計画書の内容を利用者に説明し、記録するとともに、医師の指示に基づき行った指導の内容の要点及び指導に要した時間を記録にとどめておく。なお、当該記載については、医療保険の診療録に記載することとしてもよいが、下線又は枠で囲う等により、他の記載と区別できるようにすることとする。

- ② リハビリテーションに関する記録(実施時間、訓練内容、担当者等)は利用者ごとに保管され、常に当該事業所のリハビリテーション従事者により閲覧が可能であるようにすること。
- 6 介護予防居宅療養管理指導費
- (1) 同一建物居住者について

同一建物居住者とは、以下の利用者をいう。

- ア 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、マンションなどの集合住宅等に入居又は入所している複数の利用者
- イ 小規模多機能型居宅介護(宿泊サービスに限る。)、認知症対応型共同生活介護、複合型 サービス(宿泊サービスに限る。)、介護予防小規模多機能型居宅介護(宿泊サービスに限 る。)、介護予防認知症対応型共同生活介護などのサービスを受けている複数の利用者

別紙3

〇 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成 18 年 3 月 17 日老計発第 0317001 号、老振発 第 0317001 号、老老発第 0317001 号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知)

傍線の部分は改正部分

亲

<u>該介護予防居宅療養管理指導事業所が介護予防居宅療養管理指導を行う利用者が2人以下の</u>場合には、それぞれ「単一建物居住者が1人の場合」を算定する。

- (2) 医師・歯科医師の介護予防居宅療養管理指導について
- ① 算定内容

主治の医師及び歯科医師の行う介護予防居宅療養管理指導については、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づき、介護支援専門員等(介護予防支援事業者により介護予防支援を受けている要支援被保険者については介護予防サービス計画を作成している保健師その他の介護予防支援に関する知識を有する職員を、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者にあっては、当該事業所の介護支援専門員をいう。以下この項において「介護支援専門員等」という。)に対する介護予防サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者若しくはその家族等に対する介護予防サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言を行った場合に算定する。介護支援専門員等への情報提供がない場合には、算定できないこととなるため留意すること。

また、利用者が他の介護予防サービスを利用している場合にあっては、必要に応じて、利用者又は家族の同意を得た上で、当該介護予防サービス事業者等に介護予防サービスを提供する上での情報提供及び助言を行うこととする。

なお、当該医師が当該月に医療保険において、「在宅時医学総合管理料」<u>又は「施設入居</u>時等医学総合管理料」を当該利用者について算定した場合には、当該医師に限り介護予防居宅療養管理指導費(II)(編集注:原文は「居宅療養管理指導費(II))を算定する。

② $\sim$ ⑤ (略)

(3) 薬剤師が行う介護予防居宅療養管理指導について

①~④ (略)

- ⑤ 介護予防居宅療養管理指導を行った場合には、薬局薬剤師にあっては、薬剤服用歴の記録 に、少なくとも以下のア〜ツについて記載しなければならない。
- ア <u>利用者の基礎情報として、</u>利用者の氏名、生年月日、性別、介護保険の被保険者証の番号、住所、必要に応じて緊急時の連絡先等
- イ <u>処方及び調剤内容として、</u>処方した医療機関名<u>、</u>処方医氏名、処方日、処方内容<u>、調剤</u> 日、処方内容に関する照会の内容等

(削除)

- ウ 利用者の体質、アレルギー歴、副作用歴、薬学的管理に必要な利用者の生活像等
- <u>エ</u> 疾患に関する情報として、既往歴、合併症の情報、他科受診において加療中の疾患 (削除)
- オ 併用薬等(要指導医薬品、一般用医薬品、医薬部外品及びいわゆる健康食品を含む。) の情報及び服用薬と相互作用が認められる飲食物の摂取状況等

(2) 医師・歯科医師の介護予防居宅療養管理指導について

算定内容

主治の医師及び歯科医師の行う介護予防居宅療養管理指導については、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づき、介護支援専門員等(介護予防支援事業者により介護予防支援を受けている要支援被保険者については介護予防サービス計画を作成している保健師その他の介護予防支援に関する知識を有する職員を、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者にあっては、当該事業所の介護支援専門員をいう。以下この項において「介護支援専門員等」という。)に対する介護予防サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者若しくはその家族等に対する介護予防サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言を行った場合に算定する。介護支援専門員等への情報提供がない場合には、算定できないこととなるため留意すること。

旧

また、利用者が他の介護予防サービスを利用している場合にあっては、必要に応じて、利用者又は家族の同意を得た上で、当該介護予防サービス事業者等に介護予防サービスを提供する上での情報提供及び助言を行うこととする。

なお、当該医師が当該月に医療保険において、「在宅時医学総合管理料」を当該利用者について算定した場合には、当該医師に限り介護予防居宅療養管理指導費(Ⅱ)(編集注:原文は「居宅療養管理指導費(Ⅱ)」)を算定する。

 $②\sim(5)$  (略)

(3) 薬剤師が行う介護予防居宅療養管理指導について

 $\bigcirc$  (略)

- ⑤ 介護予防居宅療養管理指導を行った場合には、薬局薬剤師にあっては、薬剤服用歴の記録 に、少なくとも以下のア〜ツについて記載しなければならない。
- ア 利用者の氏名、生年月日、性別、介護保険の被保険者証の番号、住所、必要に応じて緊急 時の連絡先等の利用者についての記録
- イ 処方した医療機関名及び処方医氏名、処方日、処方内容等の処方についての記録
- <u>ウ</u> 調剤日、処方内容に関する照会の要点等の調剤についての記録
- <u>エ</u> 利用者の体質、アレルギー歴、副作用歴<u>等の利用者についての情報の記録</u> (新設)
- <u>オ</u> 利用者又はその家族等からの相談事項の要点 (新設)

別紙3

〇 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成 18 年 3 月 17 日老計発第 0317001 号、老振発 第 0317001 号、老老発第 0317001 号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知)

傍線の部分は改正部分

カ 服薬状況(残薬の状況を含む。)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

<u>キ</u> 副作用が疑われる症状の有無<u>(利用者の服薬中の体調の変化を含む。)及び利用者又は</u> その家族等からの相談事項の要点

(削除)

ク~ス

⑥~⑥ (略)

- (4) 管理栄養士の介護予防居宅療養管理指導について
- ① 管理栄養士の行う介護予防居宅療養管理指導については、居宅で療養を行っており、通院による療養が困難な利用者について、医師が当該利用者に厚生労働大臣が別に定める特別食を提供する必要性を認めた場合又は当該利用者が低栄養状態にあると医師が判断した場合であって、当該医師の指示に基づき、管理栄養士が利用者の居宅を訪問し、作成した栄養ケア計画を患者又はその家族等に対して交付するとともに、当該栄養ケア計画に従った栄養管理に係る情報提供及び栄養食事相談又は助言を30分以上行った場合に算定する。

なお、請求明細書の摘要欄に訪問日を記入することとする。

 $2\sim$ ⑤ (略)

(5) 歯科衛生士等の介護予防居宅療養管理指導について

① $\sim$ ③ (略)

④ 歯科衛生士等の行う介護予防居宅療養管理指導については、医療機関に勤務する歯科衛生士等が、当該医療機関の歯科医師からの指示並びに管理指導計画に係る助言等(以下「指示等」という。)を受け、居宅に訪問して実施した場合に算定する。なお、終了後は、指示等を行った歯科医師に報告するものとする。

⑤~⑧ (略)

- (6) (略)
- (7) その他

介護予防居宅療養管理指導に要した交通費は実費を利用者から徴収してもよいものとする。

- (8) イ注4、口注3、ハ注4、二注3、ホ注3について 2の(5)を参照のこと。
- (9) イ注5、口注4、ハ注5、二注4、ホ注4について

医科診療報酬点数表 C000 往診料の注 4、C001 在宅患者訪問診療料の注 9 又は歯科診療報酬点 数表 C000 歯科訪問診療料の注 9 を算定している場合は、当該加算の対象から除外する。 カ 服薬状況

- キ 利用者の服薬中の体調の変化
- ク 併用薬等(一般用医薬品、医薬部外品及びいわゆる健康食品を含む。)の情報

旧

- ケ 合併症の情報
- コ 他科受診の有無
- サ 副作用が疑われる症状の有無
- <u>シ 飲食物 (現に利用者が服用している薬剤との相互作用が認められているものに限る。)</u> の摂取状況等

ス~ツ

⑥~⑥ (略)

- (4) 管理栄養士の介護予防居宅療養管理指導について
- ① 管理栄養士の行う介護予防居宅療養管理指導については、居宅で療養を行っており、通院による療養が困難な利用者について、医師が当該利用者に厚生労働大臣が別に定める特別食を提供する必要性を認めた場合又は当該利用者が低栄養状態にあると医師が判断した場合であって、当該医師の指示に基づき、管理栄養士が利用者の居宅を訪問し、<u>栄養ケア計画を作成し当該</u>計画を患者又はその家族等に対して交付するとともに、当該栄養ケア計画に従った栄養管理に係る情報提供及び栄養食事相談又は助言を30分以上行った場合に算定する。

なお、請求明細書の摘要欄に訪問日を記入することとする。

②~⑤ (略)

(5) 歯科衛生士等の介護予防居宅療養管理指導について

①~③ (略)

④ 歯科衛生士等の行う介護予防居宅療養管理指導については、医療機関に勤務する歯科衛生士等が、当該医療機関の歯科医師からの直接の指示並びに管理指導計画に係る助言等(以下「指示等」という。)を受け、居宅に訪問して実施した場合に算定する。なお、終了後は、指示等を行った歯科医師に直接報告するものとする。

(5)~(8) (略)

- (6) (略)
- (7) (略)

(新設)

(新設)

17